

目 次

開会の挨拶	石村 修	1
平井宜雄先生の講義の思い出	染谷 隆明	5
平井先生『損害賠償法の理論』の思い出 ——平井宜雄先生講演会閉会の辞にかえて	家永 登	10
掲載論考一覧（第44号～53号）		13
2009年度 新収図書		15
編集後記		16

開会の挨拶

専修大学法科大学院長 石村 修

本日は、午前中の早い時間にもかかわらず大勢の皆様においでいただき、心より御礼申し上げます。今回の講演会は、法科大学院のFD研究会と今村法律研究室の共催ということになっております。FD研究会は、法科大学院をなによりも良くするために設けられた組織であり、他方で、今村法律研究室も、「良き法曹を育てること」を目的にしておりますから、今日はこの二つの機関が一つになって共催の形をとったことは不思議なことではありません。本日の講演会がこうして実現いたしましたことにつきまして、準備を進めて来られました関係各位に敬意を申し上げます。平井先生には会の趣旨を理解されて、快く講演役を引き受けていただくことが

でき、ご案内の表題（『法的思考様式の特質について』）の講演会が実現されるに至りました¹⁾。平井先生になによりも感謝申し上げます。

会場を見渡しますと、法科大学院の在学生・教員はもとより、すでに法律家になられた本学の卒業生も来られているようです。あまり大げさな広報活動はいたしませんでしたが、平井先生の魅力によって聴衆が集まってこられたのではないのでしょうか。約200人収容できますこの会場に来られた方々は、もちろん平井先生の本学での最後の講演を聞きたいという思いでのことと推察されます。そのお気持ちをそぐ様な気もいたしますが、少し時間をいただきまして院長としての挨拶を申し述べさせていただきます。

平井先生は、長らく東京大学法学部で教鞭をとられた後、筑波大学大学院企業法学研究科を経て、2001年4月より専修大学法学部に赴任されました。丁度このころ司法制度改革により法科大学院構想が熟され、専修大学でも設立の準備が進められることとなります。私も学内の準備委員会の末席にいましたが、新しい組織を作り出すことの困難さを体験することになりました。法人側の要請もあり、2004（平成16）年の設立時には、平井先生は院長として重責を担われることになりました。新しい組織をまとめるにおいて、平井先生はご苦労されたと思われませんが、今回顧致しますと先生であるがゆえにできた役職ではなかったのでしょうか。その2004年の最初の入学式が7号館のこの会場で行われ、その意味でもこの場所でこの講演会が実現できたのも大変よかったことと考えております。

入学式典後、院長としての歓迎の挨拶がなされました。「法律家とは何か」と題するお話は、今でも鮮明にわれわれの記憶に残っておりますが、それは同時に平井先生の法律家に対するメッセージが凝縮された内容でした²⁾。その詳細な内容はここでは省かせていただきますが、最も重要な「法律家とは議論による問題解決者である」というテーゼが説かれました。やがてこのテーゼは、本法科大学院の理念となって今日には定着することになります。「新しき酒は新しい革袋に」盛れの俵い

1) 本文は今村研究室の室長からの依頼で、当日話した内容を少し膨らませて再現したもので、必ずしも同一の内容ではありません。

2) この内容は、平井宜雄『教壇と研究室の間』（有斐閣学術センター・2007年）2頁以下に掲載されています。

にしたがい、法科大学院では爾来このテーゼを日常的に実践することになります。こうして「議論する」法律家の排出は、結果を伴って実践されてきました。これまでのFD研究会の課題も、この点に集約されてなされてきたはずです。

さて、今日のお話しと関係します「法の解釈」も、この法律家の課題と密接な関係にある内容と推察されます。個人的な話になって恐縮ですが、このテーマで書かれた平井先生の論文を私も若いころに読んだことがあります。当時、平井先生に直接に接することもなかった私ですが、お名前だけ記憶に残っていたのは、「法の解釈論争」の主役に先生がおられたからです。この論争は、戦後の日本の法学界全体において数度に及んでなされてきた未解決の重要な論争です。私は憲法学の専攻ですが、法学全体を巻き込んだ論争であった関係で、他分野の研究者であっても、平井先生の論文を読む必要がありました。そのジュリスト論文は、後に『法律学基礎論覚書、続・法律学基礎論覚書』（有斐閣・1989年、1991年）として出版されており、これが私の本棚にもありました。この講演前に、読み直してみましたが、今度は少し分かったような気がしました³⁾。

この論文が目されたのは、きわめてポレーミッシュに論点に挑まれ、しかも、「来栖、川島、星野」といった大家に挑まれ、その論争の描き方が独特のものであったことにあります。この内容をコメントすることは、あえて控えさせていただきますが、これだけのことを書くための相応の準備をされておられたから、この論争に参加できたのであらうと思います。平井先生は、もちろんのことですがご専攻は民法であり、その立場での業績があることについては私も承知しております。しかし、民法学を描くために、その基礎研究を怠ることがなかった姿勢には頭が下がる思いがします。たまたま助手部屋で法哲学専攻の長尾龍一氏と一緒にあったという話を聞いたことがあります。基礎研究ができる研究環境があったこと、そしてそれを今日まで続けてこられたということが、平井先生の民法学研究を奥深いものに行っているのではないかと思います⁴⁾。

この『法律学基礎の研究』を読み直してみますと、今日、日本の学会で見直され

3) ごく最近にまとめられた平井先生の著作集、『法律学基礎の研究』（有斐閣・2010年）に、これらの論文は収められています。なお、この著作集は全体で3巻が予定されています。

4) 先生は、東京大学法学部で、法哲学の講義を一部分担当されていた経験があります。

ている海外の研究者の名前を多く見つけることができました。それは言語社会学者の領域にまで及んでおり、とても普通の法学者では歯が立たない分野も含んでいます。私が読んできたドイツの学者の關係に絞るだけでも、「議論する」という点では、今やフランクフルト学派の重鎮となった、J. ハーバーマスが紹介され、「討議・熟議民主主義」の源流が確認されます。ドイツ社会科学での論争である、アドルノとポパーの間での法実証主義論争がここで關係し、これらは法の「合理性」研究に至ります。同じく「議論」との關係で、憲法学者のR. アレキシーがすでに引用されていました。超難解といわれているアレキシーの論稿は、今では日本でも基本権を体系的に認識する際の基本書となっています。アレキシーの数量的な分析手法は、基本権の動的な認識を促し、やがては基本権審査のプロセスを導いてくれます。平井先生が「議論」することに拘われるのは、議論がもたらす多様な局面が、法律学の重要な仕事の中にも現れ、効果を生み出すからであったのかもしれませんが。

私は法科大学院で平井先生と同僚であったということを、これからも大事にしていきたいと考えております⁵⁾。今年は先生と身近にお話ができる最後のチャンスと考え、「法政策学」の講義を聴かせて下さいとお願いしたのですが、残念ながら即刻に断られてしまいました。その代わりというのではないのですが、今日の講演は平井法学の話が完成されたものとして聞けるのではないかと楽しみにしております⁶⁾。もうこれ以上貴重な時間を使うのは無駄になりますから、私の話はこれくらいにして、開会の挨拶を終わらせていただきます。

5) 法科大学院での6年間は、院長と入試委員長という關係で、同席する時間を多く持つことができました。後から考えるに、有意義な語らいの時間であったと思いますが、もっと突っ込んだ法学への疑問を伺っておけばよかったと後悔しております。

6) この講演は、後に復元されて「専修ロージャーナル7号」に掲載される予定です。